

# 令和4年度第1回幕別町都市計画審議会議事録

1. 開催日時 令和5年2月24日(水) 午前10時00分

2. 開催場所 幕別町役場 2-A・B会議室

3. 出席者 都市計画審議会委員

嶽山 信行	(学識経験者)
土屋 博樹	( 〃 )
岡本 芳夫	( 〃 )
内山 美穂子	(町議会議員)
荒 貴賀	( 〃 )
岡本 貴美子	(公募によるもの)
中野 聖	( 〃 )
坂本 恵子	( 〃 )

事務局

建設部長	小野 晴正
都市計画課長	河村 伸二
計画係長	鈴木 亮二
計画係	加藤 隆慈

4. 説明

- ① 圏域環状線の整備について
- ② 近年における町内の開発行為等の状況について
- ③ 帯広圏都市交通マスタープランに
- ④ 今後の都市計画変更等について

6. 議事概要 次のとおり

小野部長 ご起立願います。ご苦労様です。着席してください。  
只今より令和4年度第1回都市計画審議会を開催致します。  
会議に先立ちまして、ご報告致します。昨年度のこととなりますが、小林委員が令和3年12月31日に逝去されました。ここに、謹んでお悔やみを申し上げますとともに、心よりご冥福をお祈りいたします。  
次に、本日の欠席者について申し上げます。谷内員委から所用により欠席するとの申し出がありましたので、ご報告致します。  
次に、本日は今年度の第1回の審議会になりますことから、4月と9月の人事異動により、変更になった事務局の職員について、ご報告させていただきます。  
はじめに、私からになりますが、令和4年4月1日付で建設部長を拝命しました小野晴正でいます。どうぞよろしく申し上げます。  
次に、令和4年9月1日付で新規採用になり、計画係に配属になりました加藤隆慈です。

加藤技師 加藤隆慈と申します。よろしくお願ひいたします。

小野部長 それでは、これより会議に入ります。最初に嶽山会長よりご挨拶をいただきます。

嶽山会長 みなさん、改めましておはようございます。開会にあたりまして一言ご挨拶を申し上げます。

本日は令和4年度第1回目の都市計画審議会でございます。足元も悪く何かとお忙しい中、皆様のご出席を頂きまして、心から感謝を申し上げます。

本日は、都市計画の変更等に係る案件はありませんが、圏域環状線の整備状況や規模の大きな施設の立地に伴う開発行為等の状況、帯広圏を取り巻く交通マスタープランの策定に向けた取組や今後のスケジュール等について、事務局から説明がありますので、皆さんの忌憚のないご意見を頂きたいと思えます。

以上、簡単ではございますが、開会のご挨拶とさせていただきます。本日は、よろしくお願ひいたします。

小野部長           これ以降の進行につきまして、会長により行ってまいりますので、嶽山会長よろしくお願ひいたします。

嶽山会長           それでは、議事日程に基づきまして、会議を進めていきたいと思えます。  
日程2の①圏域環状線の整備について事務局から説明をお願いします。

鈴木係長           計画係の鈴木です。私の方から、議事日程2の説明①圏域環状線の整備についてご説明いたします。着座にて説明させていただきます。よろしくお願ひいたします。

環状線については、審議会において、平成25年度の第1回審議会で報告させていただき、その後平成27年度の第4回審議会時にその他事項でご説明させていただいたところですが、そこから長期間、経過していることから、ご存知ない委員の方もいらっしゃるかということと、現在、道路整備事業が動いておりますことから、改めてご説明させていただきたいと思えます。

ページをめくっていただきまして、資料1ページをご覧ください。帯広圏都市計画における道路網の骨格になります。こちらの図は背景が帯広圏都市計画図となっておりまして、主要幹線道路である4放射1環状を記したものとなります。放射道路については東西南北の4方向の国道で、黒い線で示しています。こちらはイメージしやすいかと思えますが、環状線についてはあまりイメージがない方もいるかと思えますので、まず場所の説明をさせていただこうと思えます。

環状線と言うのは、帯広圏域環状線のことで赤い部分は現道がある部分で、図面右下側のピンクの点線で囲った緑の線が現道のない未整備部分となります。地図上ではあまりイメージできないかと思えますので、圏域環状線をルートを辿って説明させていただきたいと思えます。

町内の道路から見ていきますと、①みずほの工業団地から始まり、4車線道路を帯広方面へ向かい、②清柳大橋を渡って左折します。そのまま4車線の弥生通を③陸上自衛隊帯広駐屯地まで西へ進み、そこから弥生新道を北へ進みます。自衛隊北側の坂を下って左折し、中島通を西へ進みまして、④帯広南商業高等学校を通過し、道なりに北へ進みます。北へまっすぐ行って⑤開西病院や⑥100満ボルトの横を通過し、⑦鉄道のアンダーパスをくぐり国道を突き抜けます。⑧十勝バス本社を通過し、ここ以降4車線道路から2車線道路になりますが、⑨くりりんセンター付近を通過した後、今度は東に進み音更へ向かいます。⑩拓殖バスの前を通過し、また4車線の広い道路となって、坂道の上下りがあつて⑪ツタヤを過ぎたところでまた2車線となります。⑫そのままダイイチなど付近の市街地を抜け、農村地帯を通過して、⑬十勝栄簡易郵便局から南下し、⑭下土幌神社から東へ進みます。⑮十勝川温泉の手前で南へ進み、⑯十勝中央大橋を通過して幕別町に戻ります。そのまま南に進み旧国道にぶつかったところで、札内方面へ進みます。そこから現道のない部分（地図の緑のライン）ではありますが、リバーサイド工業団地までが環状線と言うこととなります。未整備部分につきましては、札内東工業団地からリバーサイド工業団地を繋ぐ部分、具体的に言いますと、旧国道にあります⑰白人橋の東側から、途別川の南側におおよそ平行して⑱パークホテルの北側、⑲吐月橋の南側を通過して、⑳新たな橋を整備して、花水造園さんの南側の道路に繋がるまでの部分と言うこととなります。この辺りの現道のない部分の詳細につきましては、後程ご説明いたします。

2 ページ目をご覧ください。環状線のこれまでの経過としましては、昭和56年当時に「帯広圏広域道路網計画専門部会」において、圏域環状線構想が示されたのが始まりとなります。市街地整備基本計画や、交通体系調査報告において、圏域中心部や、圏域内の生活、産業、観光の各拠点を有機的に連携することを目的として記載されています。

これまで環状線の整備は、道道としての整備を主体に進められてきており、幕別町においては、清柳大橋からみずほの工業団地まで、平成5年～平成14年にかけて整備されています。

環状線については、幕別町の審議会においても令和元年～2年度にかけてご協議をいただいた「帯広圏都市計画都市計画区域の整備、開発、保全の方針」いわゆる「整開保」や「幕別町都市計画マスタープラン」の中においても、都市間の広域交通の円滑化と地域内の交通環境の向上を図るため、整備拡充の促進について記載をしているところであり、また、未整備区間が整備されることにより緊急輸送道路が直結されることになり、防災体制等の強化にもつながることから、環状線は本町の都市計画においても重要な位置づけとなっています。

未整備部分につきましては、(他の道道整備事業との兼ね合いなどから、)平成18年から道道昇格要望をはじめ、平成21年度には十勝総合振興局と本町の道路担当職員による「札内新道延伸整備促進検討会」を立ち上げ、整備促進に係る調査、研究等を経て、平成25年に道道昇格の内定がありました。その後、議会の全員協議会及び都市計画審議会での報告、地元説明会を経て、平成26年度に事業決定報告がありました。

新たな道路計画の概要と参考にはなりますが位置図について、3 ページ目をご覧ください。1 ページに緑色の実線で示した箇所は航空写真に整備予定図を重ねた図面になります。赤い線が今後整備される新たな道路部分となり、ピンクの点線で囲ったところは新たに橋梁が設置される箇所、黄色の点線で囲ったところは既存幕札線との接合部となります。この幕札線との接道部については、新たに整備される道路が優先道路となるため、札内から幕別方面へ向かう場合は一時停止をして合流するというような形になる予定です。

平成26年度の、道道幕別帯広芽室線の事業決定内容は、計画延長2.7 km (道路工2.55 km、橋梁工0.15 km)、幅員は11.5m (片側4.5mの2車線山側片歩道)、事業期間平成27年度～平成34年度、事業費23億8千万円というものです。

当初の予定でいくと、平成34年度、すなわち令和4年度をもって完了する予定でしたが、令和2年度に北海道政策評価条例に基づき、事業の再評価を受けて、事業期間が令和7年度完了に変更されました。事業期間が伸びた理由といたしましては、保安林の解除に想定以上の時間を要したため等であり、総事業費につきましても、環境調査や資材単価及び労務単価の上昇や消費税率の変更(8⇒10%:R1.10.1)などにより、1.5倍程度の34億7千万円となったところであります。

昨年度(令和3年度)の事業内容につきましては、環境調査や橋梁設計、物件補償とパーク温泉北側の表層工を残した道路整備について、総事業費1億8千万円を実施しております。道路の整備箇所につきましては、4 ページをご覧ください。こちらの背景は権利表示にあるとおりグーグルの画像となりますが、番号毎に⇒の方向を向いて撮った写真を張り付けました。街中のように良く通る場所ではないので、あまり見たことがないかもしれませんが、写真で見ると事業が進んできているのがわかります。

写真の①ですが、新しい道路の左側に見えるのが町道温泉北通となります。こちらの部分については新道には干渉しない予定です。また歩道につきましては、山側片歩道の整備なので、①の写真の左側に歩道が整備されます。②は①の逆方向となりますが、写真の右側が町道温泉北通への取り付け道路となります。③は川側の道路北部分の擁壁を写したもので、④は②に映っている取り付け道路から町道温泉北通と新道を写したもので、⑤は春日橋側から写したものとなります。⑤の矢印の先については道路の整備がなされていない状態ですが、当該地にはボックス

スカルバートが設置される予定のため手戻りを防ぐために未施工となっているものです。

今年度につきましては、橋梁工事を行っているところでありまして、下部工の橋脚1基と上部工の橋桁部分の半分を製作しています。資料5ページをご覧ください。実際の橋脚工事の現場になります。写真は橋脚を整備するために矢板を設置しているところとなります。

なお、橋桁部分の製作につきましては、現地製作ではなく、工場製作となっていて、来年度に残りの半分を製作する予定となっています。

次年度以降の事業計画につきましては、道路の整備は、順次表層工を残して整備し、最終年に表層の舗装及び町道との交差点の整備がされる予定で、現在の予定では令和7年度末をもって完了する見込みとなっています。

今回説明させていただいた今後の予定の部分につきましては、あくまでも予定であり、北海道の事業予算の付き方等によって、整備の順番や事業費など変更の可能性もありうることをお伝えして説明を終えたいと思います。以上です。

嶽山会長 只今、事務局から説明がありました。みなさんのほうでご意見、ご質問がありましたらお受けしたいと思います。

荒委員 一点お聞きしたいのですが、今回新しく環状線が計画されて10年ですか、できた際に特に春日橋が清流高校のいわゆる通学路で学生さんの安全面を考えたときに交差点の信号等について、交通歩道等について進捗状況とかわかりましたらお伺いしたいと思いますのですがいかがですか。

鈴木係長 春日橋の交差点につきましては現在のところ信号機の設置は予定されていませんので、道道側が優先になるので片方は一時停止という予定になっております。

荒委員 道の計画なので基本的なものは道で示してもらってそれを町がマスタープランに反映していくと思うのですが、住民の安全と施設の安全を考慮したときに、その道がやはり安全なのか町としてしっかり見ていく必要があります。特に300人近くの学生さんがですね、春日橋を渡って登校するという状況になっていますので、それについてはどういった方向がいいのか今後精査していく必要があると思うのですが交差点にするのか信号機にするのか横断歩道にするのかいろいろとあると思うのですが安全を考慮した形で進めていくことが町としてリーダーシップをもって発信していただきたいと思います。

嶽山会長 よろしいですね、他にございませんか。

岡本委員 ひとつ確認なんですけども、4放射1環状なんですけども、今4放射が完全に十字を切ってますけども、もともと帯広の西17条から音更市街の川西に行く南バイパスっていうのが本来の十字交線の位置づけだと思うんですが、今回の絵にはないんですけども圏域としてそのルートは外したんですか。

河村課長 今現状で帯広圏域で記されているのはこの完成形で後程説明させていただきますけども交通マスタープランの見直しをやっているところでございまして、その交通量調査を見ながらですね交通ルールに見合った道路体系というのは見直されることは可能性があると思うんですけども今現状ではこういう圏域としてはこういう示し方となっておりますので立ち消えたかといいますと今後の計画の見直しになってくるかと思えます。

嶽山会長 他にご質問ありませんか。  
次に、②近年における町内の開発行為等の状況について事務局から説明をお願いします。

いします。

鈴木係長

議事日程 2 の説明②近年における町内の開発行為等の状況について説明いたします。

資料の 6 ページをご覧ください。

初めに開発許可制度についてご説明いたします。開発許可制度とはどういったものかと言いますと、線引き制度の実効の確保と新たに開発される市街地の環境保全、災害防止、利便の増進を図るための制度となります。

線引き制度とは、市街化区域と市街化調整区域を区分する制度で、この区分によってかかる土地利用の規制を開発許可制度によって確保し、また、一定規模以上の土地の造成を許可にかからしめることによって、前述の環境の保全、災害の防止、利便の増進を図ろうとするものです。

では、開発行為とは何かといいますと、都市計画法第 4 条で定義されておりまして、『開発行為とは、主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更をいう』とされています。建築物とは、建築基準法で定める建築物のことで、土地に定着する工作物のうち、屋根及び柱若しくは壁を有するものことで、一方、特定工作物と言うのは、第一種と第二種に分かれますが、第一種として、周辺地域の環境の悪化をもたらすおそれがあるコンクリートプラントや砂利プラント等、第二種としてゴルフコースや野球場などの大規模な工作物などが挙げられます。

次に、土地の区画形質の変更とは、①切土、盛土、整地等の造成工事により土地に対して物理力を行使する行為や②土地の利用状況を変更する行為をいいます。

①については具体的には 30 センチを超える切盛土などが該当しますが、単純に植栽の伐採やへいの除却などは該当しません。

②については、例えば畑として使用していた土地を宅地にするために、開発区域内において公共施設を新設、改廃する場合は利用状況の変更に該当します。

これらの開発行為に該当する場合で許可を要する規模にあてはまる場合に許可申請手続きが必要となります。

市街地の場合は市街化区域となりますので、①②に該当する場合であっても、面積が千㎡未満である場合については許可不要となります。

このように、建物や工作物を作る際に①②及び面積要件に該当する場合のみ開発行為の許可が必要となりますので、近年では案件としては 1 年間に一本あるか程度になっています。

それでは、近年の開発行為等について少し紹介させていただきたいと思います。

未利用地などに大規模な宅地造成をする場合については、新たな公共施設として道路や公共下水道が設置されることになるため開発行為に該当することになりますが、開発行為による宅地造成で一番新しいものは、平成 29 年度許可平成 30 年度完了のしまむら横のオークタウンが挙げられます。ここは日本清酒の跡地で、面積としては 17,500 ㎡ほどの土地となりますが、長年未利用地となっていた場所であって、開発行為によって新たな道路などの公共施設を整備し、47 区画の住宅地が造成され、今ではすべての区画が住宅と店舗で埋まっている状態です。それ以降については、開発行為に該当するような宅地造成は行われていない状況です。

宅地造成ではありませんが、近年開発行為により建設された建物としては、現在建設中の札内あかしゃ町の公営住宅や昨年 10 月にオープンした札内共栄町のインデアンカレー横の消化器内科と横に調剤薬局が建てられています。

開発行為に係るような規模の土地利用の変更は、住民生活に影響を及ぼすものが多く、老朽化した公営住宅の建替えは住みよいまちづくりにもつながり、また今回の消化器内科については、これまでに町内になかった人工透析ができる病院であることから、安心して暮らせる町の医療機能の向上につながるものと考えています。

他には開発行為の要件に該当しませんでしたでしたが、住民生活に影響を与える大きな土地利用としては、まず皆さんもご存知かと思いますが、みずほ町の先ほど説明させていただいた環状線に面した土地に、現在トライアルの店舗が建設されています。

当該地は、過去に町土地開発公社が開発行為により造成した工業団地の一部でありまして、用途的には店舗の床面積に10,000㎡以下という制限はつきませんが、店舗の立地も可能な地域となっています。

トライアルにつきましては、十勝では帯広に1店舗しかない大型のスーパーで、札内店の規模は床面積で約7千㎡、敷地は約1万8千㎡となる予定で、令和5年5月のオープンに向けて建設工事中となっています。こちらは長年ずっと未利用地となっていたため、これを機に周辺の未利用地についても土地利用が進んでいけばと思っています。

また、いずれも開発行為にあたりませんでしたでしたが、みずほ町のリバーサイド幕別工業団地でいけば、他にも今年の1月に完成した社会医療法人・博愛会グループの『十勝セントラルキッチンなないろ』やトライアル建設地南側にエープラスという選果工場が建設されたことで土地利用の進展がありました。

札内市街地の国道沿いでは、マツダと風車の間になりますが、鉄骨造の建物を現在作っています。こちらは公益社による家族葬向けの斎場となっています。当該地は、用途地域上は準工業地域であり、ほとんどの用途の建物が建築可能な地域となっています。

このように、少しずつではありますが、市街地の状況は変化してきているわけですが、今後人口は間違いなく減少していくとされている中で、このように未利用地の利用は新たな雇用の創出や町の活性化、新たな価値の創出にもつながっていくものだと考えます。

以上、簡単ながら近年における開発行為等の状況の説明を終わります。

嶽山会長 只今、事務局から説明がありましたが、ご意見、ご質問がありましたらお受けしたいと思います

内山委員 市街化区域の中における開発行為について、近年のものを説明頂いたのですが何点かお聞きしたいのですが、札内の市街化区域と幕別の市街化区域の間に空白地帯のところがありまして、それで芽室とか音更に比べたらその空白地帯の距離が長いということで市街化調整区域で網掛けがあるので、農業を守るということで何も建てられない状況で縛りがあったのですが、これは工作物なので許可はいらぬと思うのですが、新年度、蝦夷文化考古館のところにアイヌ文化拠点空間整備事業として生活館棟が新築着工して、来年度は展示棟が新築着工しますよね。

河村課長 6年度建設が生活館棟になります。

内山委員 着実にあのあたりが変わってくると思うのです。それで今回の新しい都市計画マスタープランの中にはその時はそういった計画はなかったんですけど交通量とかいろいろなものが変わってくるじゃないのかなって風には思います。空白地帯なので開発するには、用途地区を変更したりとかしていかないといけないのですが、この間、開発事業者から何か開発に際しての許可制度であったり、なにか相談っていうのがなかったのかお聞きしたいです。

河村課長 幕別札内間においてですね、具体的にはですね「この場所でこういうのをやりたい」という具体的な相談はないのですが、やはり運送業だとかそういうも

の調整区域において、かねての一般質問にあったようなですね、そういうような相談は実際にはございました。

町としましては、基幹産業である農業を守るということでうちの都市計画マスタープランにおいてもですね、町の基幹産業である農業を適切な保全維持を行うということで目標を掲げておりました。

また、農地法だとか農振法だとか厳しい縛りがありまして、仮に都市計画でなるとかなったとしてもですね、そっちのほうの網が厳しいものですから中々建物を建てるってということにはならないのが現状でございます。

市街化調整区域についてはそんなような状況ですので、そういう網が外れた場所においてですね都市計画法上立地可能な用途についてご相談があればそれはそれなりに対応していきたいと思っています。

現状的には具体的に幕別札内間で相談があるのかといわれると相談はないような状況ですね。

内山委員

帯広圏都市計画図ありますよね、皆さんもご覧になられてると思うんですけどこれが幕別でこれが音更でありますよね、結構音更って本町と木野の当たりって幕別にくらべたらあんまりないんですけども最近ICや道の駅ができたりとか開発が進んでいると思うんですね。

それで計画ができた当初農業振興地域ということで相川地区の土地はすごく良いんで農業もできるってことだったんですけど、これつくられてから50年たって、当初期待されていた役割からだんだん変わってきたんじゃないかなっていう風に思うんですね。

なので、私自身がいろんな声を聴くことが多いんで今後そういったことも出てくるんじゃないかなっていうふうに思います。

河村課長

実際にはその過去はですね、実際に相川地区の農産物はいいのでみんなで守ろうってというような声もあって、近年ではそこで価格差もあまりないのでなんとか言う声も聞いたことはございますけども、何しろ農振法の地域の網を外すってのがかなり厳しく困難でありますので、なかなかその今後、地権者がそういう意向があったらと言って、即座に対応できるような場所ではないのかなと考えております。

内山委員

それは、私も重々承知していますが幕別の発展のためにあの距離のなにかってというのはそれぞれが考えていかなきゃいけないなと思っています。

以上です。

小野部長

札内地区と幕別地区は約8kmの距離があり、先ほど言った音更の木野と本町が約4kmであります。

音更もですね木野地区と音更の市街の部分ってというのはもともと白地の調整区域でしたそれから、先ほど話に出たICのところは今でも調整区域です。

ICそして開発行為で建てられた建設物、そして工業団地とかはありますけどもそれ以外のところは調整区域です。

市街化区域の拡大、それから工業団地とかについては都市計画上で区域の拡大をしていくってことはですね、まだ幕別町が農業について重要だから幕別町がその部分を開発しないということではなくてですね、あくまでも区域の拡大は北海道が決めていることです。

これは地域1市3町の同意を得て決めていっているのですけれども、そういった部分で道として、国として、まずは農業を日本としては北海道の部分として頑張っていこうという部分が大切になってきますから法律に基づいて考えていくということです。

ただし、全部ができないわけではなくてですね、必要に応じて開発行為なり区域の拡大なりをしていきたいと思いますということなんです。

ですから、町としましては札内地区と幕別地区っていうのは繋げていこうという昔の考えで、例えば国道の4車線化という形ですね、計画決定してますし、今現在もそういう形で進めてはいるんですけども、なかなかこう距離があつてですね難しいっていう部分があります。

ただ、必要に応じてですねそういう部分が開発行為の法律上で可能であればですね、そういった部分は考えていきたいなと思います。

内山委員

音更の木野と本町の間、当初は空白地帯だつて今聞いたんですけども、まちづくりとして景観とかの問題もありますし、みなさんがそういうところを求めるとか、あとは、事業者がそういうことをしたいということであれば今後用途地区の変更だとか考えていただきたいなと思います

小野部長

その区間というのは、調整区域なので用途地域ではなくてですね、市街化区域の拡大を拾っていくということになるんですけども、その市街化区域の拡大をしていこうとするときに8kmの距離があるとなかなか、結ばさっていかないというのが今までの実態ということなんです。

内山委員

はい、わかりました。

嶽山会長

よろしいですか、他にございませんか。

ないようですので。

次に、③帯広圏都市交通マスタープランについて事務局から説明をお願いします。

加藤技師

計画係の加藤と申します。

私からは、帯広圏都市交通マスタープランについてご説明いたします。着座にて説明させていただきます。資料の7ページをご覧ください。

初めに都市交通マスタープランについての概要から説明させていただきます。

都市交通マスタープランとは、おおよそ20年間で実現を目指す骨格道路網や取り組むべき道路、公共交通の施策をとりまとめたものとなります。

この、都市交通マスタープランを策定するためには、総合都市交通体系調査という調査を実施する必要があります。

総合都市交通体系調査とは、北海道が実施主体となって行う調査であつて、パーソントリップ調査などの交通実態調査に基づき、都市圏の将来望ましい交通体系を描いた総合的な交通計画である都市交通マスタープランを策定する取り組みのことです。

現計画については平成19年度に策定された計画であり、令和7年度に目標年次を向かえるため、令和4年度から令和6年度にかけて見直し作業が行われているところです。計画策定の手順についてはおおよその流れは変わらないことから、現計画の策定手順に沿って説明いたします。

こちらは帯広圏にて平成17年度～19年度の3か年にわたり、実施しました交通体系調査の年度別フローとなります。

調査初年度の平成17年度には、実態調査を実施しています。実態調査では、帯広圏の都市・交通課題の整理、PT調査の企画と実施、データ処理となります。

ここでPT調査についての説明をさせていただきます。お手元の資料8ページをご覧ください。

PT調査とは、交通の主体である人（パーソン）の動き（トリップ）の把握を目的として、自動車やバス、電車、鉄道をどのように利用し、どのような人が、どこからどこへ、どのような目的で、どの時間帯に移動したかについて、調査日の

1日の全ての移動を把握するための調査であり、将来の総合的な交通計画やまちづくりに役立てていくものであります。

現計画の見直し作業の一環として、昨年10月から対象者を抽出してパーソントリップ調査が行われたところです。

続きまして、調査2年目の平成18年度の説明をさせていただきます。

こちらでは、前年度に実施した実態調査結果の現況解析を行い、帯広圏の都市・交通の現状と課題を把握し、都市圏の将来像の検討を行っています。

9ページになります。

現況解析については、平成17年に想定した帯広圏の交通課題や都市課題を踏まえ、これらをデータにより検証することで、解析を行っています。また、現況解析の結果を基に、都市利用の現況・動向、交通施設の現状等について、これまでに検討された課題等の再整理を行い、問題・課題を明確化しました。

将来像の検討については、都市圏の目指すべき将来の目標となる土地利用や骨格交通体系の構想の整理を行っています。

続きまして、調査最終年度の平成19年度の説明をさせていただきます。最終年度では、マスタープラン策定となります。

こちらでは、帯広圏域の将来像の設定、将来交通計画の検討、交通MPの策定といった流れとなります。

帯広圏の将来像の設定については、10ページにあるように3つのシナリオを設定し比較評価することとしました。

シナリオ1は現状すう勢型となります。こちらは、人口減少により都市構造は低密度化を招き、交通施設整備は現在事業中の区間までで、それ以上の整備については、進めることができなくなることを想定したシナリオとなっており、計画的・政策的意図が効果として全く現れないケースであります。

シナリオ2は非拠点型となります。こちらは、人口減少により、都市構造は低密度化が進んでしまうが交通施設整備は、道路網を中心に産業振興等の取組みを進めることを想定したシナリオでまちづくりに関する計画・政策的意図の効果が現れず、道路網整備を推進するケースであります。

シナリオ3拠点集約型では、人口減少社会・地球環境問題に対応した都市構造として拠点集約型都市構造を提案し、街づくり施設・交通施策を総合的に進めることを想定したシナリオで将来の都市像を実現するケースであります。

11ページをご覧ください。先ほど、説明しました3つのシナリオで将来像に照らして定量的に評価可能なものを以下のように設定し、将来交通需要予測に基づき各指標を比較評価した結果がこちらになります。結果としましては、シナリオ3の拠点集約型が良好な結果となることが確認されました。

この結果を踏まえ、帯広圏の将来像として既存ストックを活かし魅力ある十勝の中核都市圏形成を支える拠点集約・多核連携型都市構造を実現と将来像に設定しました。

また、帯広圏の将来像として、将来の超高齢社会への対応や、暮らしをささえる産業の活性化についても都市課題、交通課題の重要なポイントとなることから、将来像とは別に基本方針としまして3つ設定しています。12ページをご覧ください。

1つ目が「人口減少や地球環境問題に対応する集約型都市構造への転換」であります。

こちらは人口減少・地球環境問題に対応するため、これまでの拡散型都市構造を見直し、既存都市機能を活かしつつ、拠点集約型都市構造への転換を実現することを目的としております。

2つ目が「誰もが暮らしやすいまちづくりの推進」であります。こちらは超高齢化社会に対応し、地域住民誰もが安全・安心で、暮らしやすいまちづくりを実現することを目的としております。

3つ目が「持続可能な発展を支える地域産業の活性化」であります、こちらは農業・食・観光を中心に地域産業を活性化し、十勝の中核都市機能を強化できる地域づくりを実現することを目的としております。

また、施策展開の基本方向としまして4つの施策を定めており、交通展開施策では資料にあるように「道路交通関連施策」と「公共交通施策」があり、計24の取り組み方針を定めています。

13ページをご覧ください、こちらが平成19年度に策定しました帯広圏都市交通マスタープランの道路整備進捗状況となっております。

町内の主なもので言いますと、平成24年に中央通の町道12号から14号付近にかけての4車線化を行い、平成20年～21年にかけて札内南大通にてアンダーパス道路整備を実施しております。

続きましては、今年度を実施しました都市交通体系調査の経緯について説明させていただきます。

14ページをご覧ください。今年度については、前回調査から15年以上が経過していることもあり、人口減少や高齢化の進行、また道路状況など都市交通を取り巻く社会情勢が大きく変化しているため、先ほども触れましたが令和4年度にパーソントリップ調査を実施しております。

今回の調査では北海道が中心となり帯広圏(1市3町)の居住者を対象に、パーソントリップ調査を実施しました。

パーソントリップ調査の概要については、調査対象世帯の属性(世帯人数、年齢、職業、自動車保有状況等)を把握するため世帯票・自動車票や個人ごとの1日の移動(出発地、到着地、移動目的、移動手段等)を把握するための個人票、そして日常生活行動や公共交通など、地域課題に対するニーズや課題を抽出するための付帯調査といった調査票を対象世帯へ郵送し、web回答もしくは調査票の郵送返信により回収します。本調査における帯広圏全体の調査対象世帯数は20,014世帯であり、幕別町では1,844世帯が当初の調査対象世帯でありました。ですが、調査の回収率が芳しくなかったため、新たに調査世帯数を追加し調査期間を延長することとなりました。

幕別町において追加された調査対象世帯数は1,418世帯であり、当初の調査対象世帯数と合わせますと3,262世帯となっております。

また、パーソントリップ調査対象者から「調査記入欄が複雑でわからない」や「高齢のため回答が難しい」、「怪しい調査ではないか」といった質問の電話や直接来庁される方もありました。

その中で、実際に回収できた世帯数は790世帯となっており、目標回収世帯数を達成しております。

15ページをご覧ください。

来年度の令和5年度は、現況解析の中で公共交通関連調査を実施する予定であります。

公共交通関連調査は、令和4年のPT調査で処理した調査結果の精度を上昇させるための調査となります。

そこで、帯広駅バスターミナルの乗降客数、帯広圏JR駅乗降客数といった「実数」の調査を行い、「本体調査拡大値」を比較検討する予定であります。

さらに、物流事業者や観光事業者、観光客、道路・交通管理者等の対象からヒアリング調査を実施する予定であります。

最終年度の令和6年度には、おおよそ20年間の中で実現を目指す骨格道路網や取り組むべき道路、公共交通の施策を決定し新たな帯広圏都市交通マスタープランを策定する予定となっております。

以上で、帯広圏都市交通マスタープランについての説明を終わらせていただきます。

- 嶽山会長 只今、事務局から説明がありましたが、ご意見、ご質問がありましたらお受けしたいと思います。
- 岡本委員 すいません。都市交通マスタープランと帯広圏交通体系調査の二つが出てくるんですけども都市交通マスタープランについては北海道ですよ。
- 鈴木係長 はい。
- 岡本委員 それが基本的なことを位置づける原案で都市交通体系調査についてはそれをやるための基礎的な資料収集をやるということで、これは圏域主体ですよ、帯広圏でやってるんですよ、違いますか。
- 鈴木係長 総合都市交通体系調査も実施主体はあくまでも北海道です。  
圏域ごとに北海道が順繰り順繰りやっているの、圏域主体ではないです。
- 岡本委員 たぶん、こういうふうに並んで出てくるとどういようにに関連しているのがちょっと、よく見えなかったんですよ、ただずっと流れてくるだけで、いわゆるマスタープランがあって調査が出てきますよって、ご説明されてたのですが、この二つがどういように関連しているのかちょっと見えなかったんですよ。  
内容見ればそうかなって見えるんですけども簡単にご説明してもらえませんかマスタープランがこうで、それをやるためにこういう調査が必要だとかのそこらへんのかみ合わせがちょっと見えなかったんですよ。
- 河村課長 申し訳ございませんが、岡本委員がおっしゃられたようにマスタープランを作るための調査ということで実施しております。我々の会議の中で発言させていただいたことはあるんですけど、これをやることによって何か変わるのかだとか、どういう取り組みなのかみなたいなことまでお話しさせてもらったことはあるんですけども、とりあえずは計画期間がきたので、調査をやってマスタープランを作るということなんですけども、現状も道路網が変わってきていますのでそれに見合った今後のまちづくり、道路づくりっていうのをやるための調査がまず、あって3ヵ年かけてマスタープランを策定するということになります。期間中であるんですが我が町にいえることは道東道の阿寒から釧路西ですか、の開通が令和6年であって、予定ではありますけども令和7年にスマートインターチェンジができる予定になっているということで、開通しますと先ほど説明させて頂いた環状線も開通すると大きく変わるので、本来でいうとそこの終わった後に調査とかやっていただけたら新たなこととか見えてくるんじゃないかなと思ってるんですけども、その開通前にですねマスタープランができてしまうという状況もありますので、その後ですね町としては交通量調査なんかやってですね様々な要望等も含めてやっていかなきゃいけないと思いますけども、現状のこの交通マスタープランについては今調査をしております3ヵ年かけて計画が出来上がるというのが流れになっています。
- 嶽山会長 他に、ご意見、ご質問ございませんでしょうか。  
ないようですので。  
次に、④今後の都市計画変更等について事務局から説明をお願いします。
- 鈴木係長 議事日程2の説明④今後の都市計画変更等についてご説明いたします。  
幕別町単独の都市計画において、新規決定や計画変更を予定している案件は現時点ではありませんが、北海道が都市計画決定するものとしては、直近の予定ではありませんが、『都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（以降『整開保』と呼ぶ）と区域区分の定時見直しが予定されています。

資料の 16 ページをご覧ください。

整開保については、都道府県が、都市計画法第 6 条の 2 の規定に基づき都市計画区域毎に、都市計画の目標、区域区分の決定の有無とその方針、土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する重要な都市計画の決定の方針を定めるものとされています。

帯広圏においては、整開保の当初決定は、平成 16 年度に平成 12 年の国勢調査を基準とし、基準年から 10 年後の平成 22 年を目標年として北海道が決定しました。

帯広圏については、下側の図にあります様に昭和 45 年 9 月に帯広圏の都市計画区域が決定されて、同年 12 月に市街化区域と調整区域の線引きがなされた訳ですが、それに対し、なぜ『整開保』が平成 16 年度に当初決定されたかと言いますと、これは平成 12 年の都市計画法の改正によるもので、『整開保』はこれまで市街化区域及び市街化調整区域の決定、いわゆる区域区分の決定の中に含まれていた方針であって、平成 12 年の法改正後は、『整開保』が線引き制度から分離され、『整開保』と『区域区分』を別々に都市計画決定することになったためのものです。

この目標年次に合わせる形で第 1 回の見直しが平成 22 年度に平成 32 年を目標年として行われ、第 2 回の見直しが令和 2 年度に令和 12 年を目標年として行われました。今後については、都市計画の基礎調査を基に、前回の第 2 回見直しと同様のスケジュール感で令和 11 年～令和 12 年にかけて見直しの作業が行われる予定となっています。

資料の 17 ページをご覧ください。

区域区分につきましては、都市計画区域について無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図ることを目標として定めるものであり、区域区分の見直しは、都市計画基礎調査及び直近の国勢調査の結果を踏まえ、市街化区域と市街化調整区域との区分の変更を行うものとなっております。

帯広圏における都市計画区域については、前のページにありましたが、昭和 45 年 9 月に都市計画決定されて、区域区分については、昭和 45 年 12 月に当初決定が行われ、市街化区域と市街化調整区域が定まりました。その後、概ね 5 年毎の基礎調査に基づき、約 7 年毎にこれまで 7 回の定時見直しが行われてきたところです。表で言いますと赤字で第何回変更と記載しているものが定時見直しになります。第 7 回から見直し期間が 10 年となっているのは、『整開保』の見直し期間と合わせたためであり、これからの定時見直しは整開保、区域区分双方 10 年おきに行われる予定となっています。直近の予定としては、『整開保』同様に令和 11 年～令和 12 年にかけて見直しの作業が行われる予定となっています。

市街化区域及び調整区域の面積の変遷については資料の右のグラフのとおりです。このグラフは、左の変更履歴の表に対応するもので、赤い線が調整区域の面積推移で軸は左側、青い線が市街化区域の面積推移で軸は右側となります。青い線をご覧ください。①の決定当初は 370ha 程だったものが人口の増加とともに、市街化区域の面積が拡大され、⑫の随時見直しの時に 790ha 程のピークを迎えました。

その後は、⑬の第 6 回の定時見直しの際に人口推計がマイナスとなっていたことから、市街地の拡大は出来ず、また、土地所有者からの、市街化区域から市街化調整区域への変更いわゆる逆線の意向箇所もあったことから市街化区域の面積は減少することになりました。第 7 回の定時見直しにおいても、人口推計が減少となっていることから、新たな市街地の拡大は出来ず、現状維持の横ばいとなっている状況です。今後においても、人口増加を見込むことは困難であると考えられるので、今後可住地を増加させることは難しい状況となっております。

整開保や区域区分の見直しの基となる基礎調査につきましては、北海道では概ね 5 年毎に実施しています。この調査は都市計画法第 6 条に規定されている調査でありまして、人口規模、産業分類別の就業人口の規模、市街地の面積、土地利用、交通量など、現況及び将来の見通しについて調査をするものとなっております。

す。前回調査は平成 29 年度に実施しており、現在北海道から示されている次回のスケジュールは令和 5 年度に幕別町、音更町、芽室町を実施し、翌令和 6 年度に帯広市を実施すると聞いているところです。

この基礎調査を基に令和 12 年に見直しを行うのは時点が相当古くなってしまいうので、もう一度基礎調査が実施されるか、追加調査のみが実施されるか、現段階においては未定の状況です。

また、町の計画の見直しにつきましては、整開保及び区域区分の見直しとほぼ同時期になりますが、令和元年～2 年度にご審議いただいた都市計画マスタープランと緑の基本計画についても、それぞれ 20 年間の計画期間となっていることから、令和 12 年度が中間年度となり、同時進行あるいは整開保等に少し遅れる形で見直しを行う予定であります。

その頃には、令和 7 年度完了予定の帯広圏域環状線の整備や、令和 9 年度完了予定の音更町長流枝スマートインターチェンジの整備、令和 6 年度完了予定の阿寒インターチェンジから釧路西インターチェンジ間の整備があることから、交通環境を取り巻く情勢が変化し、その整備に伴う利便性の向上等による町内工業地域等への新たな土地利用が考えられます。

また I T 技術の進歩は目覚ましく、様々な計画変更等が想定される令和 12 年度あたりまでには、A I やビッグデータの活用、D X 等、私たちの生活にも大きな変化が生じることと思われまふ。こういったことも考慮の上、次回計画変更等に盛り込んでいけたらと思ひます。

以上で説明を終わります。

嶽山会長 只今、事務局から説明がありましたが、ご意見、ご質問がありましたらお受けしたいと思ひます。

他にございませんでしょうか。

次に、議事日程 3 のその他に移ります。

事務局から何かございませんでしょうか。

鈴木係長 今年度の審議会につきましては想定される案件が今のところないことから本日で最後となります。本日の議事日程は審議に係るものではなく、情報提供や説明事項のみとなったため、議事録を非公表としたいと思ひます。

また、4 月以降につきましても、任期である 5 月 12 日までに想定される喫緊の案件がないことから、令和 3 年からの 2 年間の審議会としては本日が最後となることを申し添えいたします。

嶽山会長 他に、皆様方からなにかご意見等ありますでしょうか？

その他、ご意見、ご質問も無いようですので、会議を閉める前に一言ご挨拶をさせていただきますと思ひます。

今回で審議員を退任させていただきます、思えば 20 年間年都市計画の委員として勤めて参りました。

その間、事務局はもちろん委員の皆様にもいろいろとお世話になり、無事 20 年間を迎えたなというような思ひでございませんでしょうか。

これからは 1 町民として私なりに有意義に過ごしたいと思ひます。

本当に 20 年間、どうもありがとうございます。

小野部長 嶽山会長におかれましては、平成 15 年から通算 20 年間の長きにわたり、都市計画審議会の委員を務められ、平成 25 年から現在に至るまでの 10 年間は、会長という立場から、幕別町の都市計画行政にご尽力をいただき、様々なご意見ご指導を賜りましたことに、心から感謝し、お礼を申し上げるものであります。

ありがとうございました。

また、皆さんにおかれましても、先ほど事務局から申し上げましたとおり、本日の会議が 2 年間の任期の、最後の会議になる予定となっております。

2 年間、皆様には大変お世話になりました。

ありがとうございました。以上で、本日の会議を終了いたします。  
みなさん、ご起立願います。本日はご苦勞様でした。